

法華經は閻浮提、さらには全世界に流布されるべき經典である。すると日本国に注目して仏法流布を考ふる五義刊は必要ないように思われる。そこで閻浮提における法華經の流布と日本国ということに留意して御書を拝読すると『顯仏未來記』等に説示された、仏滅後の仏法流布の状況が挙げられる。それは正像時に仏法が東漸し、末法時には法華經のみが閻浮提に流布するというもので、日本国はその法華經流布の出発地点として認識されている。さらに『撰時抄』では、閻浮提のすべての国が法華經流布の国となることで、法華經流布が成就する状況が想定されている。

おわりに

以上のように、日蓮聖人は仏法流布の国土としての「日本国」を法華經流布の国と認識されるが、それは末法における法華經流布の出発地点であるという「閻浮提」への広がりをもった認識であり、こうしたことから、日蓮聖人は閻浮提という広い領域を想定すると同時に、仏説により、仏法流布の一領域として「国」というものを想定されていたと考えられるのである。

教院制度についての一考察

浜 島 典 彦

明治初期の仏教界の動向を探る時、神仏合併大教院の存在意義は大きい。従来、その位置付け、設立過程、解散への経過についての研究が数多く発表されてきた。しかし、その内容への論究は余り見られない。合併大教院が後世の仏教各宗の教育・行政に多大な影響を与えたことを考慮すれば、その吟味は必要と言える。以下、合併大教院を頂点とする中小教院組織を制院制度と呼び、概観すると、

△規則▽

大教院二十三條

三条教則の趣旨理解、教導職養成、輩下に中小教院合議所設置、四神祭祀、毎月一六の日説教、教義講究、教導職検定等。

中教院二十五條

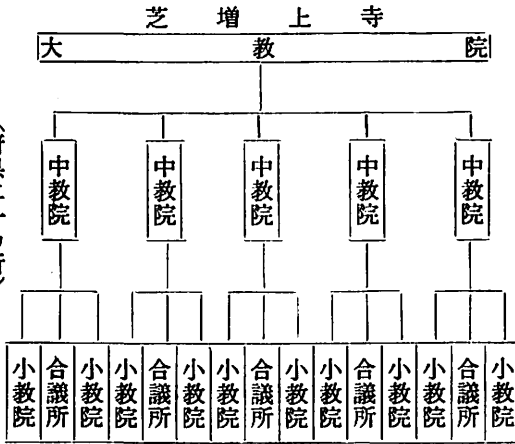
府県毎に一院設置、小教院管理、四神祭祀、教導職検定、学級規定、神道仏教七宗の本院詰等。

小教院（合議所）

見ることができない。明治五年十一月、一寺一社を小教院と見做すことを認可、四神祭祀については「勝手タルヘキ事」。

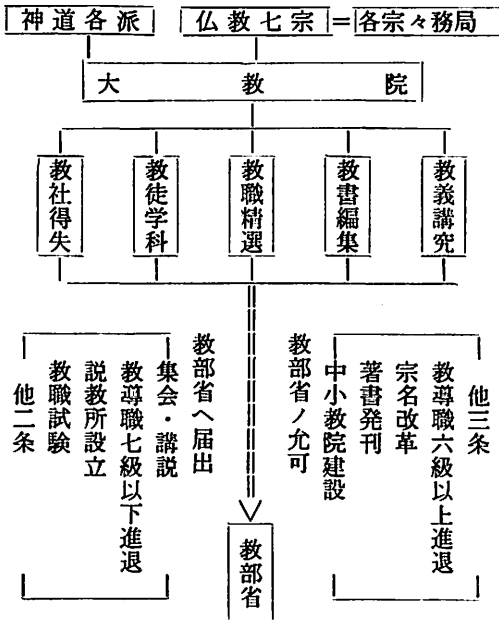
（明治7年全国中小教院数約280）

（東京・東西本願寺）



（府県に一カ所）

教院制組織図



（組織図）

合併大教院を頂点とする中小教院の組織、教院制度の整備は増上寺開院の前後である。

大教院組織図（明六・三・十四 大教院事務章程）

〈学課〉

大教院の学課を見ることはできない。中教院では課程を上下二等、さらに下級を三級に分け、皇典・釈学・漢学・洋学等の学課を能力に応じて設定している。

〈説教〉

大教院

毎日一六の日、(資格)教導職訓導以上、(場)四神祭祀の大教院説教席、(内容)十一兼題・十七兼題、(聴衆)教部省役人・役掛教導職・講中及び一般、楽人演奏。

中教院

毎月三度以上、その他の内容は大教院に準じる。

仏教側から復権を目的として開設された神仏合併大教院、教院制度であった。しかし、実施された内容は神主信徒の宗教行政の継続、組織は官権の意志に沿った国民の信仰・思想を指導する教導職の養成の場ではなかった。職制への協力は、仏教側の望むところでもあったが、神仏混交の講義状況・説教内容からすれば、合同の現場での混乱は予想を上回るものであったと言える。

日蓮教学における「孝養」の宗教的意義

原 慎 定

日蓮聖人が提起した宗教的罪の問題性を追求しようとするとき、「不孝」という語が重要なキーワードとなっていることに気づく。すなわち聖人は、当時の社会的罪として通念化されていた「不孝」の語を一つの譬喩として用いることにより、釈尊に対する「不孝」という宗教的罪が存在することを門下の人々に実感性をもって示していたのである。

そこで今回は、「不孝」の対立概念である「孝養」という問題の特質を考察したい。なぜなら日蓮教学において「不孝」と「孝養」とはちょうど宗教的罪とその救いの構造に対応することが予想されるからである。

まず「孝養」の一般的概念は、親子関係のあり方を規定した儒教倫理の徳目であり、主君に対する「忠誠」とともに、いわゆる封建的タテ社会の秩序を支えた基本道徳である。